

学校法人西日本工業学園役員退職金支給規程

最終改正 令和4年3月30日

(目的)

第1条 この規程は、学校法人西日本工業学園（以下「学園」という。）の常勤役員が退任した場合において支給する退職金に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(退職金の額)

第2条 退職金の額は、常勤役員が退任した場合に、その在職期間1年につき、下記の金額を乗じて得た金額とする。

- | | |
|------------------------|-----------------|
| (1) 理事長 | 指定職俸給表3号俸に定める月額 |
| (2) 副理事長 | 指定職俸給表2号俸に定める月額 |
| (3) 常務理事 | 指定職俸給表1号俸に定める月額 |
| (4) その他の常勤理事（学内理事を除く。） | 200,000円 |

(在職期間)

第3条 前条の在職期間は、常勤役員として就任から退任までの年数で1年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1ヵ月未満は1ヵ月に切り上げる。

(準用)

第4条 この規程に定めのあるもののほかは、西日本工業大学退職金規程の規定を準用する。

(所管)

第5条 この規程に関する事務は、経営企画室が所管する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いたうえで、理事会が行う。

附 則

- 1 この規程は、昭和53年1月30日から施行する。
- 2 この規程は、平成5年12月1日から施行する。
- 3 この規程は、平成14年4月1日から施行する。
- 4 この規程は、平成19年5月23日から施行する。
- 5 この規程は、平成21年11月25日から施行する。
- 6 この規程は、平成22年4月1日から施行する。
- 7 この規程は、令和2年4月1日から施行する。
- 8 この規程は、令和4年3月30日から改正施行する。